

2日間11時間10分にどう挑む！？ 合格に絶対必要な法律論文の書き方

【模範答案】

1	
2	第1 設問1
3	
4	1 DNA型記録取扱法(以下「法」という。)3条1項, 5条1項は, 憲法(以下, 省略する。)13条後段により保障される被
5	疑者のDNA型情報を国に保管・管理されない自由(以下「本件自由」という。)を不当に制約するので, 違憲無効である。
6	
7	2(1) 13条後段は, 人格的生存に不可欠な利益に限り保障しているところ, プライバシー権, すなわち個人情報の本人
8	の意思に反する取得・利用・開示を禁止する自己情報コントロール権も, 情報化により広範な個人情報が国等に保管・管理
9	され, 個人情報の濫用のおそれが大きくなった現代社会においては, 人格的生存に不可欠な利益なので, 13条後段によ
10	り保障される。
11	
12	(2) 被疑者のDNA型情報は, 遺伝子特有の配列から得られた個人識別情報であり, DNAデータベース上で検索に
13	かけ, 犯行現場の遺留物のDNA型情報と被疑者のDNA型情報の同一性の確認等に用いられる性質を有するから, 個人
14	を特定するキーになる情報といえ, 私事性・秘匿性の高い個人情報に当たる。そして, そのような情報を国が自由に保管・
15	管理すれば, 被疑者は私的な秘密領域を保持し得なくなり, 人格的生存に不可欠な利益を保てなくなる。
16	
17	(3) よって, 被疑者のDNA型情報は自己情報に当たり, 本件自由は人格的生存に不可欠な利益に当たるので, 13条
18	後段によって保障される。
19	
20	3 被疑者のDNA型情報は, 犯罪鑑識官によってその記録が作成された時点で国に収集され(法3条1項), また, これ
21	がDNAデータベースに保管された時点で, 国に保管・管理されたことになる(法5条1項)。
22	
23	よって, 本件自由は法3条1項, 5条1項によって制約されている。
24	
25	4 被疑者のDNA型情報は, 個人情報の中でも私的で秘匿性の高い情報であり, このような情報を国に保管・管理され
26	ない自由は, 重要な価値を有する。
27	
28	法5条1項は, 作成したDNA型情報の記録の保管を義務付け, DNA型情報を保管・管理されない自由を制約している。
29	
30	また, 収集された同情報の記録は長期に渡りDNAデータベースに保管されるから, その侵害は継続的で, 制約は重大で
31	ある。
32	
33	以上から, 審査基準としては, 目的がやむにやまれぬ政府利益のためで, 手段が必要最小限であることを要求すべきで

2日間11時間10分にどう挑む！？ 合格に絶対必要な法律論文の書き方

【模範答案】

1.	ある。
2.	5(1) 法3条1項, 5条1項の目的は, 犯罪捜査の効果的な遂行にある。
3.	この目的は, 国民の生命身体の保護に資するから, やむにやまれぬ政府利益のためである。
4.	(2) しかし, DNA型情報の保管・管理を可能とすることは必要最小限の手段ではない。なぜなら, 名誉毀損罪等のよう
5.	にDNA型情報を保管・管理せずに捜査可能の犯罪がある以上, 一律にDNA型情報の収集を可能とすることは, 必要最小
6.	限の手段ではないからである。また, 捜査の必要性・緊急性を考慮していない点でも, 必要最小限の手段とはいえない。
7.	6 以上により, 法3条1項, 5条1項は, 本件自由を不当に侵害するので, 13条後段に違反し, 違憲無効である。
8.	第2 設問2
9.	1 反論
10.	(1) DNA型情報は, プライバシー外延情報にすぎず, また, 血縁者間で類似性を有し, これによって必ずしも一個人
11.	が特定されるわけではないから, プライバシー権で保護すべき自己情報に当たらない。よって, 本件自由は, 13条後段で
12.	保障されない。
13.	(2) 本件自由が13条後段で保障されるとしても, 法3条1項, 5条1項は, DNA型情報の記録の保管・管理を認めたに
14.	とどまり, その外部への開示を認めているわけではないから, 本件自由に対する制約はない。
15.	また, DNAデータベースが外部から不正アクセスされてDNA型情報が漏えいするなどの事態は今まで生じておらず,
16.	DNA型情報管理委員会を設置して(法10条)DNA型情報の適切な取扱いを担保しているし, DNA型情報の目的外利用
17.	や漏えいを懲戒処分や刑罰で禁じている(法11条, 12条, 13条)ので, 同情報が外部に開示される具体的な危険もなく,
18.	本件自由に対する制約は認められない。
19.	(3) 本件自由に対する制約が認められても, DNA型情報は, 個人の遺伝的特性等の個人の機微に関わる情報を含ま
20.	ず, 秘匿性も低いので, このような情報を国に保管・管理されない自由は, 重要な価値を有しない。また, DNA型情報が公
21.	開されるわけではないから, 制約の程度は軽微である。よって, 上記規制については, 目的が正当で, 手段が合理的であ
22.	るか否かという緩やかな基準で合憲性を判断する。

2日間11時間10分にどう挑む！？ 合格に絶対必要な法律論文の書き方

【模範答案】

1	(4) 仮に原告の基準によらずとも、被疑者である以上、そのDNA型情報の記録を保管・管理されることはやむを得
2	ず、また、DNAデータベースの運用のためには被疑者のDNA型情報の記録の保管・管理が必要不可欠であるから、必要
3	最小限の手段といえる。
4	2 私見
5	(1) 権利の保障について
6	プライバシー外延情報でも、自己が欲しない他者への開示を忌避するのは当然で、それへの期待は保護すべきである
7	から、13条後段で保護される自己情報に当たる。
8	また、DNA型情報は、それ自体は個人の機微に関する情報を含まないが、遺伝子特有の配列を使って得られた個人識
9	別情報であって、DNAデータベース上で検索にかけ、犯行現場の遺留物のDNA型情報と被疑者のDNA型情報の同一性
10	の確認等に用いられ、個人の識別においてキーとなる非常に有用な情報である。DNA型情報は、通常他人への開示は予
11	定されず、人が社会生活を営む上で一定の範囲の者への開示が予定される氏名や住所等の情報とは性質を異にする。ま
12	た、DNA型情報は血縁者間で類似性を有するため、捜査過程で被疑者の血縁者を巻き込むおそれもある。これらの性質
13	から、DNA型情報は、通常他の誰にも知られたくない秘匿性の高い情報であり、国に保管・管理されたくない情報といえる。
14	そして、個人が、DNA型情報を国に保管・管理されたくないと思えるのは当然であり、それへの期待は保護すべき人格的
15	利益に当たる。
16	よって、本件自由は、13条後段で保障される。
17	(2) 権利制約について
18	国は、法3条1項、5条1項により、被疑者のDNA型情報の記録をDNAデータベース内で保管・管理できることになる。D
19	NA型情報のように秘匿性の高い情報については、本人の意思に反する収集のみならず、適切に収集した情報を本人の
20	意思に反して管理すること自体に自己情報コントロール権の制約が認められる。
21	また、DNAデータベースにシステム上の欠陥が現状ではないとしても、上記情報に対する将来の侵害のおそれは否定
22	できない。DNA型情報管理委員会を設置してDNA型情報の適切な取扱いを担保し(法10条)、DNA型情報の目的外利用

2日間11時間10分にどう挑む！？ 合格に絶対必要な法律論文の書き方

【模範答案】

1.	や漏えいを懲戒処分や刑罰で禁止している(法11条, 12条, 13条)としても, 同情報が外部に開示される危険がないとは
2.	言い切れない。
3.	よって, 本件自由は, 法3条1項, 5条1項により制約されている。
4.	(3) 違憲審査基準について
5.	たしかに, DNA型情報は, 個人の遺伝的特性等の個人の機微に関わる情報を含まないから, 個人の機微に関わる情報
6.	と比べて秘匿性の高い情報とはいえない。しかし, DNA型情報が国に保管・管理されれば, ハッキング等により同情報の
7.	漏えいや目的外利用のおそれがあり, この危険に対する措置が法で執られていないから, 制約の態様は重大である。
8.	そこで, 法3条1項, 5条1項の合憲性は, 目的が重要であり, 目的と手段の間に実質的関連性が認められるかにより判
9.	断すべきである。
10.	(4) 具体的検討
11.	法は対象犯罪を限定せず, 一律に被疑者のDNA型情報の記録を保管・管理して, データベースを構築するとしている。
12.	しかし, DNA型情報がどのような形で有用になるかを犯罪類型によって画一的に決めることは困難であるから, 一律に被
13.	疑者のDNA型情報の記録をDNAデータベースに保管・管理することは, 犯罪捜査の効果的な遂行という目的達成に必要な
14.	な手段である。
15.	また, DNA型情報管理委員会の設置規定(法10条)や目的外利用の禁止規定(法11条), 不当利用に対する懲戒・罰則
16.	規定(法12条, 13条)を設けていることから, 本件自由に対する制約を最小限にする法的な手当てはされているといえる。
17.	よって, 目的と手段の間に実質的関連性が認められる。
18.	3 結論
19.	以上により, 法3条1項, 5条1項は, 本件自由を不当に制約しないので, 13条後段に違反せず, 合憲である。
20.	以上
21.	
22.	